

# 平成27年10月から実施 自衛隊員の再就職等に関する3つの規制

自衛隊員・OBは、このリーフレットに掲げる3つの行為が禁止されています。企業等の皆様においても、禁止行為の防止に御協力をお願いします。

## 1. 他の隊員等の再就職の依頼・情報提供規制

現職の自衛隊員は、企業等に対する他の隊員・OBについての再就職に係る依頼、情報提供等が禁止されます(一部例外あり)。



現職の隊員

(誰か紹介してほしいって言っているしな...) OBのAさんが、次の仕事を探しているみたいですよ。【再就職させる目的で情報提供】

Bさんが退職するので待遇の良いポストないですかね？【再就職させる目的で情報提供依頼】

部下のC士長が任期満了退職するので、雇ってもらえませんか？【再就職の要求・依頼】



企業等の方

## 2. 利害関係企業等への在職中の求職活動規制

現職の自衛隊員は、利害関係のある企業等に対する求職活動が禁止されます(一部例外あり)。



現職の隊員

(1億円の契約をしたな...)  
3月に退職するのでどこか良いポストないですか。【再就職する目的で情報提供依頼】  
3月に退職するので雇ってくださいね。【再就職の要求・依頼】



利害関係企業等の方

## 3. 隊員OBによる働きかけ規制

再就職した自衛隊員OBは、離職後2年間、元の職場への働きかけが禁止されます(一部例外あり)。



再就職した隊員OB

うちの企業への処分を軽くしてくれないか？【OBによる元の職場への働きかけ】

まだ公示していない入札の情報を先に教えてくれ。【OBによる元の職場への働きかけ】



現職の隊員

- 規制に違反して働きかけを行った場合、10万円以下の過料の対象となります。
- 不正な行為を行うよう働きかけを行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。

※例示した発言は、それぞれ再就職等規制違反の対象となります。

※違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。

お問い合わせ先：電話:03-3268-3111(代表) (全般)人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室(内線23584)

(援護)人事教育局人材育成課援護企画室(内線23645)(事務官等)大臣官房秘書課(内線20205)

(陸自)陸上幕僚監部募集・援護課(内線40297)

(海自)海上幕僚監部援護業務課(内線51286)

(空自)航空幕僚監部援護業務課(内線60321)

## 再就職等規制全般

企業等は、隊員・隊員OBを雇用することはできないのですか。

再就職等規制は、隊員・隊員OBの再就職を全面的に禁止するものではありません。  
隊員・隊員OBが企業等に再就職するに当たり、再就職規制を遵守すれば、企業等は隊員OBを雇用することが可能です。

## 1 他の隊員等の再就職の依頼・情報提供規制

自衛隊員・OBの紹介を依頼した企業等も規制違反になりますか。

企業等からの依頼自体は規制されていませんが、防衛省・自衛隊による規制違反を未然に防ぐ観点から、防衛省・自衛隊に対して、自衛隊員・OBの紹介を依頼しないよう、御協力をお願い致します。

若年定年等隊員の再就職を支援する援護業務も、再就職あっせん規制の対象となり禁止されるのですか。

再就職あっせん規制の例外として、改正自衛隊法第65条の2第2項において、防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員(定年年齢が60歳未満の自衛官(※))の再就職を援助する行為は規制の適用から除外されています。

※任用期間を定めて任用されている自衛官(任期制自衛官)を含む。

## 2 利害関係企業等への在職中の求職活動規制

企業にとって利害関係に当たるものの、高度の専門的な知識経験を持つ隊員を雇いたい場合にはどのような手続が必要ですか。

現職の自衛隊員の求職活動については、利害関係企業等への求職活動が、公務の公正性に支障が生じないと若年定年等隊員にあっては防衛大臣が、一般定年等隊員(事務官等、定年年齢60歳以上の自衛官(※))にあっては内閣府再就職等監視委員会が認めた場合には可能となり、退職後にその者を雇うことができます。なお、隊員OBについては、求職活動規制は適用されません。  
※将補以上の階級にある自衛官、医師・歯科医師・薬剤師である自衛官、警務・音楽・一部の情報職種自衛官

## 3 隊員OBによる働きかけ規制

どのような働きかけが禁止されるのですか。

再就職者の再就職先である営利企業等との間の契約や処分等の事務で、在職中に自ら決定したものに關する働きかけは、期限の定めなく禁止されるほか、離職前5年間に在籍した局等組織(※)の隊員等に対する働きかけは、離職後2年間は禁止されます。なお、在職中のポストにより、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。

※ 防衛省本省の官房又は局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、陸自の部隊及び機関、海自の部隊及び機関、空自の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、各地方防衛局、防衛装備庁

働きかけ規制の対象とならない場合について教えてください。

次の場合については、働きかけ規制の対象にはなりません。

- ① 防衛省からの委託等を受けて行う業務を遂行するために必要な場合、国の事務・事業と密接な関連を有する業務として政令で定める独立行政法人・特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- ② 法令・防衛省との契約に基づき権利を行使し義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合、法令違反を是正する場合
- ③ 法令に基づき防衛省に対して申請・届出を行う場合
- ④ 一般競争入札による契約を締結するため必要な場合
- ⑤ 法令又は慣行により公開(が予定)されている情報の提供を求める場合
- ⑥ 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するもので、公務の公正性の確保に支障が生じないものとして、若年定年等隊員にあっては防衛大臣の、一般定年等隊員にあっては再就職等監視委員会の承認を受けた場合

## 違反認定の事例

これまで一般職の国家公務員において認定された事例として、企業等のポストへの就任に係る情報提供行為や情報提供依頼行為があります。(下線部のような趣旨の発言を違反として認定しています。)

### ① 情報の提供行為(国家公務員法第106条の2)

営利企業等: Aさん(職員OB)を雇用したいと考えています。Aさんは今どうされているかご存じですか?

国家公務員: Aさんは前職を退任すると言っていましたので、今仕事がないのだと思いますよ。

### ② 情報の提供依頼行為(国家公務員法第106条の2)

国家公務員: Bさん(職員OB)は退任するらしいですね。

営利企業等: Bさんのポストが空席になるかどうかの情報を得ようとした情報提供依頼行為に当たります。(Bさんの後任には、職員OBの就任の可能性が高いという事情がありました。)

⚠再就職等規制違反とまでは認定されませんが、国家公務員OBの再就職に当たり、ハローワークの形式的な利用が疑われる以下の不適切な対応が判明しています。

- ① 求人情報を非公開にして広く周知しなかった一方で、特定の国家公務員OBに対しては応募を勧め、応募後面接を経て採用したものの
- ② 採用予定の役職に求められる資格・能力等に直接関係なく、特定の国家公務員OBの経歴等を踏まえた応募資格としたものの
- ③ ハローワークを通じた応募者には面接を行わずに不採用とする一方でハローワークを通さずに応募した特定の国家公務員OBは面接を行った上で採用したものの

⚠違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごと判断されます。